宇都宮市立古里中学校 いじめ防止基本方針 - すべての生徒が生き生きとした学校生活が送れるために -(最終改訂 平成30年4月1日)

はじめに

本校では、「いじめはどの生徒にも、あらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。しかし、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化している。こうした中、これまで以上に、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

また、平成25年にいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)が施行されたことを受け、法第13条※の規定に基づき、生徒がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処(以下「いじめの防止等」という。)の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年3月に策定した。

このたび、平成29年10月に、市が「宇都宮市いじめ防止基本方針」を改訂したことを受け、本校の基本方針を改訂する。

※ (法第13条)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

(1)基本理念

- 全ての生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう,学校の内外を問わず,いじめが行われなくなるようにする。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよ う、いじめが許されない行為であること等について、生徒が十分に理解できるように する。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、生徒の自 主的な活動を支援する。
- 学校,市,家庭,地域その他の関係者との連携の下,いじめの問題を組織的に克服することを目指す。
- いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。(学校及び教職員の責務)

(2) いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させると ともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の 育成を図るなどして、いじめが起こりにくい学校づくりに取り組む。
- ・ 生徒が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、 その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

② いじめの早期発見

- いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研 修の充実を図る。

③ いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた 生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- ・ いじめを受けた生徒・保護者への親身な支援と、いじめを行った生徒に対しては、 背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

④ 家庭,地域との連携

- ・ 家庭, 地域と密接に連携し, 生徒を見守り, 育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、生徒がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめ の加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることにつ いて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、生徒を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤ 関係機関等との連携

・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、組織的対応の強化を図る。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1)組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、いじめ対策委員会を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお、学校長は、必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催するなど、弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら 対応にあたる。

① いじめ対策委員会

[構成員]

校長,副校長,教務主任,学年主任,生徒指導主事,学習指導主任,進路指導主事,保健主事,生徒指導係,教育相談係,養護教諭,スクールカウンセラー ※ その他,事案に応じて関係生徒の担任等を加えるなど,柔軟に対応する。

[取組内容]

- ・ いじめの防止等の全体指導計画の立案,改善
- 校内研修会の企画・立案
- ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施と、結果の分析、情報共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ いじめの事実確認及びいじめ認知の判断
- 指導計画の実施状況の把握と改善

など

② 校内研修

「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

(2) いじめの防止等の取組

いじめの防止等に対する取組については、市、家庭、地域、関係機関等と連携して行う。また、各種年間指導計画の作成にあたっては、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで、学校が組織的に、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく、全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用したり、認知したいじめについては、いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用したりしながら、いじめ根絶に向けて全力で取り組む。また、本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを、学校のホームページや各種たよりで公開したり、保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等、様々な機会を捉えて、積極的に周知したりする。

① いじめの防止

「いじめはどの生徒にも,あらゆる場面で起こりうる」との認識の下,未然防止の 取組の充実を図り、いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- あいさつ運動の実施(6月、10月)
- ・ いじめ根絶標語の作成と学校間における交換,掲示
- ・ 児童生徒指導強化連絡会(年2回)における協議
- 中学校入学予定者に関する情報交換会の実施(2~3月)

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- いじめゼロリボンの作成・着用
- ・ いじめ防止スローガンの募集・掲示
- ・ いじめ・生活に関するアンケート調査の実施(5・9月,年4回中の2回)

ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・ 心を育てる教育の充実(道徳科の授業と体験活動の関連強化)
- ・ 望ましい学級集団つくりの強化
- 人権意識の高揚

エ 生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・ 言葉によるいじめが多く見られ、未然防止を図る必要があることから、道徳 科の授業や学級活動などにおいて、生徒自らがいじめの問題を自分のこととし て捉え、いじめに正面から向き合うことができるような、議論などを行う機会 や場の設定
- いじめ根絶生徒集会等の生徒集会、学年集会での啓発実施
- ・ 生徒会役員による全校生徒への呼びかけ
 - 古中宣言:『いじめ しない させない 見過ごさない 責任をもって勇気 ある行動をしよう』
- ・ いじめ防止スローガンをもとにした、いじめゼロポスターの募集及び校内掲示

オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・ スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを指導するなど,「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組の積極的な推進
- 情報活用のエチケット・マナー
- 情報の活用技術
- 情報セキュリティ
- 著作権等の知的所有権
- ・ 情報化社会でのよりよい関わり方

カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等

- 職員会議等での、強化月間の趣旨、取り組み内容等の共通理解
- ・ いじめ・生活に関するアンケート調査の結果をもとに、生徒指導部会、教育相談部会での協議、生徒指導主事による関係生徒に関わる教職員への聞き取りの実施
- ・ 「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるための チェックリスト」等の活用

キ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対しての理解促進

・ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめ、生徒個々の 特性が関係するいじめ、東日本大震災被災生徒に対するいじめを防止するため の、教職員に対して必要な対応・支援や正しい理解の促進と、生徒への正しい 理解促進のための指導

ク 家庭・地域との連携・啓発

- ・ 学校通信,学年だより,生徒指導だより等による家庭・地域への啓発
- 主任児童委員との情報交換

② いじめの早期発見

生徒が相談しやすい環境を整備するとともに, 教職員は生徒理解を深め, 信頼関係の構築に努める。

ア 生徒、保護者への相談窓口等の周知

- ・ 学校通信,生徒指導だより,スクールカウンセラー通信等を通じた,校内 におけるいじめの相談方法の周知
 - ※ いじめの相談窓口 … 生徒指導主事
- リーフレット等の配布による,「いじめ相談テレホン」等の各種相談機関の 周知

イ スタンダードダイアリーの活用

- ・ 生活記録等の蓄積
- 悩みや相談事の早期発見
- 生徒と担任のコミュニケーションツールとしての活用

ウ 生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・ 生徒への定期的なアンケート調査(年4回)や教育相談(年2回以上)等 の実施
- ・ アンケート調査を教育相談期間に行ったり、記名式と無記名式を意図的に 織り交ぜたりするなど、実効性の向上
- ・ 「Q-U」(楽しい学校生活を送るためのアンケート)検査の実施
- スクールカウンセラーの活用

エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・ インターネットを通じて行われるいじめについては、潜在化が懸念される ことから、教育委員会によるネットいじめ等パトロールを活用したり、家庭 との連携を図ったりするなど、ネットいじめを早期発見
- ・ いじめは重大な人権侵害になり得るだけでなく、ネットいじめをはじめ、 全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ること を理解させるなどの生徒への指導
- ・ ネットいじめ等パトロール結果の全教職員への周知
- ・ 保護者会等を利用し、家庭に対して、スマートフォンや携帯電話等の正し い使い方などについての啓発や注意喚起
- ・ スマートフォンや携帯電話に関する指導資料 (リーフレット) 等の配布

オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

・ いじめの背景は生徒の個々の特性や家庭の問題,学校でのトラブル等さまざまであり,教職員が個々のいじめ事案の要因や背景,またその対応について理解することが重要であることから,教職員一人ひとりがいじめへの認識を深め,いじめに対する指導力を高めることができるよう,教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用,校内研修を実施

カ いじめの認知に対する共通理解の構築

- ・ いじめの認知に関しては、保護者や生徒からいじめの相談や訴えがあった 場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、事実関係や前後 関係を的確かつ迅速に把握し、事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブ ル」なのかなどを、いじめ対策委員会を経て、積極的かつ丁寧に調査し、組 織的かつ総合的に判断
- ・ 認知したいじめについての、加害・被害両生徒の保護者との連絡と、今後 の対応や方向性等についての連携

キ 校内における日常生活での見守り、相談活動

- ・ 授業後の各階フロアでの見守り(次時が空き時間の場合,授業開始まで各階フロアで待機し、休み時間の生徒の様子を見守る)
- ・ 教師から生徒への積極的なあいさつ、声掛け

③ いじめの対処

いじめ対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

〇 いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

- ・ いじめ対策委員会を中心とした事実確認
 - ※ 被害者、加害者、関係生徒から事情を聴くなどして、いつ(いつ頃から)、 誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の 人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な 限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について 適切に記録
- ・ いじめを受けた生徒・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた生 徒の安全確保、いじめを行った生徒に対する背景等を十分に理解した上での毅然 とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等
- 「いじめの解消」については、以下のとおり
- ※ いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態,かつ,被害生徒が 心身の苦痛を感じていないと,本人及びその保護者に面接等により確認した 状態

なお、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、いじめ対策委員会にて、より長期の期間を設定

- ・ いじめの解決に向けて、いじめ対策委員会においてスクールカウンセラー等 を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応を理解。特 に、生徒への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などにつ いて、教職員間の共通理解や保護者等と連携
- ・ いじめの解決に向けた保護者との連携。必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、市、関係機関等との連携

④ 家庭. 地域及び関係機関等との連携

ア PTAとの連携、家庭への啓発

・ 「いじめはどの生徒にも、あらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、生徒の様子に変化が見られた場合には、学校に情報提供してくれるよう、保護者会等を通じて依頼

イ 地域との連携

・ いじめの疑いがある場合、学校に情報提供してくれるよう地域に依頼

ウ 関係機関等との連携

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報
- 事案に応じた、児童相談所や教育委員会等との連携

3 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命,心身,又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき,もしくは,いじめにより生徒が相当の期間(年間30日を目安),学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは,いじめ対策委員会が事実確認を正確かつ迅速,組織的に行うとともに,直ちに市教育委員会に報告する。また,市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに,必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

4 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校のいじめ対策の取組等と併せて学校ホームページで公開するとと もに、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより、保護者会や全校集会等を活用する などして積極的に周知を行い、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進す る。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「いじめ対策委員会」において定期的に点検したり、本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなど、PDCAサイクルを踏まえて、取組内容や取組方法を改善する。